

神奈川歯科大学臨床専攻生規程

新	旧
<p>神奈川歯科大学<u>附属横浜クリニック</u>臨床専攻生規程 (平成19年4月1日制定)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、<u>神奈川歯科大学附属横浜クリニック</u>において、最新の治療と、高度な医療技術に接することにより、歯科医療に対する幅広い知識と高度なテクニックを習得することと、日本歯科医学会・専門分科会に属する学会の認定医及び専門医の資格取得を目的とする。</p> <p>(出願手続) 第2条 臨床専攻生（以下「専攻生」という。）を志望する者は、次の書類を揃え<u>クリニック院長</u>に願い出なければならない。            (1) 願書（本院所定）（別記様式） 1通            (2) 履歴書 1通            (3) 医師又は歯科医師免許証の写し 1通            (4) 保険医登録証の写し 1通            (5) その他必要な書類（健康診断書・臨床研修修了登録証等）</p> <p>(許可) 第3条 <u>許可</u>は書類審査の上、<u>運営委員会</u>の議を経て決定する。</p> <p>(診療) 第4条 専攻生は専攻科責任者の指示に従い、各診療科で臨床研鑽を行うこととする。</p>	<p>神奈川歯科大学臨床専攻生規程 (平成19年4月1日制定)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、神奈川歯科大学附属病院又は横浜クリニックにおいて、最新の治療と、高度な医療技術に接することにより、歯科医療に対する幅広い知識と高度なテクニックを習得することと、日本歯科医学会・専門分科会に属する学会の認定医及び専門医の資格取得を目的とする。</p> <p>(出願手続) 第2条 臨床専攻生（以下「専攻生」という。）を志望する者は、次の書類を揃え病院長又はクリニック院長に願い出なければならない。            (1) 願書（本院所定）（別記様式） 1通            (2) 履歴書 1通            (3) 医師又は歯科医師免許証の写し 1通            (4) 保険医登録証の写し 1通            (5) その他必要な書類（健康診断書・臨床研修修了登録証等）</p> <p>(許認可) 第3条 許認可は書類審査の上、臨床系教授連絡会・横浜クリニック運営委員会の議を経て決定する。</p> <p>(診療) 第4条 専攻生は、専攻科責任者の指示に従い、各診療科で臨床研鑽を行うこととする。</p>

(期間)

第5条 専攻生の臨床研鑽期間は、短期と長期に分ける。

- 2 短期とは1か月以内、長期とは1年以内とする。ただし、長期の場合は許可された年度の末日迄とする。
- 3 更新する場合は、専攻生の継続の手続を行うものとする。

(雇用契約及び手当)

第6条 専攻生の雇用契約及び手当は、次の各号に定めるとおりとする。

- 2 専攻生は、学校法人神奈川歯科大学との間で、雇用契約を締結する。
- 3 専攻生に対して、次の手当を診療従事月の翌月に支給する。ただし、全支給額の月額上限を40,000円×勤務日数とする。
  - (1) 日当：1日8,000円、半日4,000円（診療実績があった場合のみ支給）
  - (2) 1) 診療報酬手当：計算式〔診療報酬額－(日当×勤務日数×3)〕×割合%
    - 2) 1)の割合は矯正歯科・インプラント科は3%とし、その他の診療科は5%とする。

(研修費用)

第7条 専攻生は、許可された研修期間に基づいて次の研修費を横浜クリニックに納入する。

- (1) 短期 10,000円（消費税別）
- (2) 長期 100,000円（消費税別）

(取消し)

第8条 専攻生としてふさわしくない行為があったときは、運営委員会の議を経て許可を取り消すことがある。

(期間)

第5条 専攻生の臨床研鑽期間は、短期と長期に分ける。

- 2 短期とは1か月以内、長期とは1年以内とする。
- 3 更新する場合は、専攻生の継続の手続を行うものとする。

(新設)

(研修費用)

第6条 専攻生は、許可された研修期間に基づいて次の研修費を本院又は横浜クリニックに納入する。

- (1) 短期 10,000円（消費税別）
- (2) 長期 100,000円（消費税別）

(取消し)

第7条 専攻生としてふさわしくない行為があったときには、臨床系教授連絡会・横浜クリニック運営委員会の議を経て許可を取り消すことがある。

## 【横浜クリニック】

(改廃)

第9条 この規程の改廃については、運営委員会の議を経て理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から一部変更施行する。

この規程は、平成31年4月1日から一部変更施行する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃については、臨床系教授連絡会の議を経て理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

この規程は、平成28年4月1日から一部変更施行する。